

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営駐車場の管理に関する規則

◇告 示 昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧  
急傾斜地崩壊危険区域の指定

## 規 則

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十六号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号）の施行期日は、昭和四十六年十二月一日とする。

鳥取県営駐車場の管理に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十七号

鳥取県営駐車場の管理に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号）の規定に基づき、鳥取県営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(駐車整理券)

第二条 駐車場を利用する者は、駐車場に自動車を入れる際に様式第一号による駐車整理券の交付を受け、駐車場から自動車を出す際にこれを提出しなければならない。

(駐車料金の徴収)

第三条 駐車料金は、駐車場から自動車を出すときに徴収する。ただし、回数駐車券については、これを発行するときに徴収する。

(回数駐車券)

第四条 回数駐車券は、様式第二号によるものとする。

2 回数駐車券の割引率は、十一枚について一枚分とする。

3 既に発行した回数駐車券については、払戻しを行なわない。

(駐車拒否)

第五条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、駐車を拒否することができる。

一 駐車場の構造上駐車することができない自動車を駐車させようとするとき。

二 発火性又は引火性のある物品を積載している自動車を駐車させようとするとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(休止)

第六条 知事は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするときは、あらかじめその旨及びその期間を掲示しなければならない。

附 則

この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

様式第1号

(表)

駐車整理券(控) No

車両番号

Input field for vehicle number

入場時刻

鳥取県営

駐車場

領収書 No

車両番号

Input field for vehicle number

下記の金額を領収しました。  
鳥取県

領収印

Stamp area for receipt

駐車料金	現金回数券	千	百	十	円
					枚

鳥取県営

駐車場

(裏)

ご注意

- 1 前葉の駐車整理券は、自動車の預り証です。から、本券と切り離さずたいせつに保管してください。
- 2 駐車整理券の特参人に限り、同券に記載された車両番号の自動車を駐車場から出すことができます。
- 3 駐車整理券および本券は、自動車を駐車場から出すときに、必ず係員に提出するとともに、駐車料金を納付してください。

駐車整理券 No

車両番号

Input field for vehicle number

退場時刻

入場時刻

駐車料金	現金回数券	千	百	十	円
					枚

鳥取県営

駐車場

備考 用紙の大きさは、縦10.5センチメートル、横22.2センチメートルとすること。

00539

様式第2号

備考 この券面には、  
淡緑色で、次の字  
模様を印刷する。



8センチメートル

2.3センチメートル

2.3センチメートル

回数駐車券	No
領 収 書	
切り離れた券片は、この領収書を所 持されないと無効です。	
金 5 0 0 円	
上記の金額を領収しました。	
鳥 取 県	
鳥取県営	駐車場

回数駐車券	No
5 0 円	
鳥取県営	駐車場 (11終)

回数駐車券	No
5 0 円	
鳥取県営	駐車場 (10)

回数駐車券	No
5 0 円	
鳥取県営	駐車場 (2)

回数駐車券	No
5 0 円	
鳥取県営	駐車場 (1)

5.4センチメートル

告 示

鳥取県告示第九百四十八号

昭和四十六年十一月臨時県議会で十一月八日議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十六年十一月二十六日

県政課長 石 橋 二 郎

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,385,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,974,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税		千円 18,863,386	千円 108	千円 18,863,494
	1 地方交付税	18,863,386	108	18,863,494
5 分 担 金 及 び 金 担 金		1,098,748	202,551	1,301,299
	1 分 担 金	440,956	97,757	538,713
	2 負 担 金	657,792	104,794	762,586
6 使 用 料 及 び 料 数		636,104	4,544	640,648
	1 使 用 料	428,792	4,544	433,336
7 国 庫 支 出 金		18,513,295	1,392,464	19,905,759
	2 国 庫 補 助 金	12,274,785	1,392,464	13,667,249
12 諸 収 入		5,067,782	55,962	5,123,744
	4 貸付金元利収入	4,235,438	55,962	4,291,400
13 県 債		1,699,000	730,216	2,429,216
	1 県 債	1,699,000	730,216	2,429,216
歳 入	合 計	55,588,408	2,385,845	57,974,253

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
6 農林水産業費		9,427,418	680,262	10,107,680
	3 農地費	3,214,611	534,980	3,749,591
	4 林業費	1,826,150	71,072	1,897,222
	5 水産業費	840,029	74,210	914,239
	8 土木費	14,035,159	1,705,583	15,740,742
2 道路橋りょう費		6,486,434	811,500	7,297,934
	3 河川海岸費	3,659,091	379,700	4,038,791
	4 港湾費	888,194	50,000	938,194
	5 都市計画費	2,136,103	464,383	2,600,486
	歳出合計	55,588,408	2,385,845	57,974,253

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限度額 千円
県営ほ場整備事業費		昭和46年度から昭和47年度まで		186,550
広域営農団地農道整備事業費		昭和46年度から昭和47年度まで		62,000

補正前	補正後		
事項	事項		
期	期		
間	間		
限度額 千円	限度額 千円		
林道開設事業費	昭和46年度から昭和47年度まで	12,000	
一般治山事業費	昭和46年度から昭和47年度まで	81,779	
治山施設災害復旧費	昭和46年度から昭和47年度まで	37,480	
鳥取駅前火災被災者用施設建設費	昭和46年度から昭和50年度まで	96,342	

2 変更

補正前	補正後		
事項	事項		
期	期		
間	間		
限度額 千円	限度額 千円		
一般国道178号 線道路改良工事 (岩美郡岩美町 小羽尾〜桶富) のうちトンネル 工事	昭和46年度 から昭和47 年度まで	107,900	0
土地改良費	昭和46年度	300,697	0
林道費	昭和46年度	29,773	0
治山費	昭和46年度	52,700	0
漁港建設費	昭和46年度	32,000	0
道路維持費	昭和46年度	118,000	0
道路新設改良費	昭和46年度	465,000	0
橋りょう新設費	昭和46年度	12,000	0

街路事業費	昭和46年度	95,400	0
都市開発事業費	昭和46年度	95,000	0
河川改良費	昭和46年度	142,900	0
海岸保全費	昭和46年度	3,000	0
港湾建設費	昭和46年度	50,000	0
砂防費	昭和46年度	50,000	0

第3表 地方債補正

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額 千円	起債の利率 方法	償還の 方法	限度額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の 方法	
治山費	59,000			70,429				
道路新設費	4,000			216,450				
河川改良費	7,000			138,200				
砂防費	147,000			177,000				
都市開発事業費	30,000			67,750				
林道費	0			12,280	記書借入れ、10%以内又は証券発行の方法により資金運		借入年度から1年ずえ置き、以後24年度間に	

起債の目的	限度額 千円	起債の利率 方法	償還の 方法	限度額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の 方法
土地改良費	0			126,671	同	同	同
農地防災費	0			1,211	同	同	同
漁港建設費	0			26,228	同	同	同
道路維持費	0			45,425	同	同	同

用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。

償還するものとする。県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

橋りょう 新設改良費	0			18,000	回	上	回上	回	上
海岸保全費	0			1,600	回	上	回上	回	上
港湾建設費	0			22,500	回	上	回上	回	上
街路事業費	0			53,477	回	上	回上	回	上
計	1,699,000			2,429,216					

鳥取県告示第九百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一号第二項において準用する同法第二十条第一項規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十六年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

江尾急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱十七号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱二十七号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号  
 日野郡 江府町 江尾 上北平 無番地 一号から三号まで

- 百十一ノ三 四号
- 百十ノ二 五号
- 百十 六号
- 七十八 七号及び八号
- 百五 九号
- 百七 十号
- 九十九ノ一 十一号
- 百九ノ一 十二号
- 九十五ノ一 十三号
- 九十四ノ三 十四号
- 九十四ノ五 十五号
- 無番地 十六号
- 九十二ノ五 十七号
- 九十二ノ三 十八号
- 九十ノ二 十九号
- 八十九ノ一 二十号



町尻滝下 八十二 二十一号  
無番地 二十二号

三十三 二十三号

三十 二十四号

二十一ノ一 二十五号

十六ノ一 二十六号及び二十七号